

平成29年度に実施した個別指導 において保険薬局に改善を求めた 主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

平 成 3 0 年 8 月

目次

I	調剤等に関する事項	
1	処方せん	1
2	調剤等	2
3	処方せん、調剤録の保存	3
II	調剤技術料に関する事項	
1	調剤料	3
2	調剤料又は調剤技術料に係る加算	3
III	薬学管理料に関する事項	
1	薬剤服用歴管理指導料	3
IV	薬剤料等の請求	
1	薬剤料	5
V	事務的事項	
1	届出事項	5
VI	その他	
1	保険請求に当たっての請求内容の確認	5
2	個人情報取扱い	5

I 調剤等に関する事項

1 処方せん

(1) 処方せんの「処方」欄の記載不備

- ① 処方せんの受付に当たっては、用法・用量等の記載において不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合には、処方医に対して積極的に疑義照会を行うとともに、疑義照会を行った場合は、その要点を処方せんの備考欄及び薬剤服用歴に記載する等、業務の充実を図ること。
- ② 受け付けた処方せんの処方内容について、次の不備があるにもかかわらず、漫然と調剤している不適切な例が認められた。処方せんの受付に当たっては、不備な点がないことを確認し、不備な点がある場合は、必要な疑義照会を行うこと。またこのような不備が続く場合は、処方医・処方せん発行医療機関に改善を申し入れること。
 - ・ 用量の記載がない。
 - ・ 用法の記載がない。
 - ・ 外用薬の使用部位に係る記載がない。

(2) 処方内容に関する薬学的確認

- ① 薬学的に見て、処方内容に問題が疑われるにもかかわらず、処方医への疑義照会が行われていない（処方医へ疑義照会を行っているものの、その内容等を処方せん又は調剤録に記載していないものを含む。）例が認められたので、積極的に疑義照会を行うこと。

ア 薬剤の処方内容より禁忌例への使用が疑われるもの

- ・ うっ血性心不全に対するリスモダンR錠
- ・ 重篤な肝障害に対するソルピデム酒石酸塩錠 10mg
- ・ 前立腺肥大等下部尿路の閉塞性疾患に対するフスコデ配合シロップ

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法という」）による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

- ・ 胃潰瘍に対するトラムセット配合錠
- ・ 統合失調症に対するソルピデム酒石酸塩錠 5mg
- ・ パーキンソン病に対するエクセグラン錠

ウ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

- ・ サイレース錠 2mg 1錠 1日1回就寝前（高齢者）

エ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

- ・ アコファイド錠 100mg 3錠 1日3回食後
- ・ サインバルタカプセル 20mg 1カプセル 1日1回昼食後

- ・ シングレアチュアブル錠5mg 1錠 1日1回夕食後
- オ 過量投与されているもの
 - ・ アルプラゾラム錠 0.4mg 4錠（高齢者）
 - ・ 肝障害のある患者に対するミカルディス錠 40mg 2錠
- カ 過量投与での処方が疑われるもの
 - ・ デパス錠 0.5mg 6錠（高齢者）
- キ 重複投与が疑われるもの
 - ・ アゼプチン錠 1mg とニポラジン錠 3mg
 - ・ アダラート CR 錠 40mg とアイミクス配合錠 HD
 - ・ アテレック錠 10 とアムロジピン OD 錠
- ク 薬学的に問題があると思われる多剤併用が認められるもの
 - ・ タケルダ配合錠とタケキャブ錠 10mg
 - ・ PL 配合顆粒とカロナル錠 300
 - ・ レニベース錠 5 とオルメテック錠 10mg
- ケ 投与期間の上限が設けられている医薬品（8週を超えるプロトンポンプ阻害薬）について、その上限を超えて投与されているもの
 - ・ オメプラゾール錠 20 mg
 - ・ タケキャブ錠 20 mg
 - ・ ネキシウムカプセル 20 mg
- コ 漫然と長期にわたり処方されているもの(症状の改善がみられない場合)
 - ・ 8週を超えるアサコール錠 400mg 9錠

2 調剤等

(1) 調剤

- ① 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 内服薬と頓服薬の区別が適切でない。
- ② 一般名処方が行われた医薬品や処方医等が後発医薬品への変更を認めている時は、薬担規則に照らし、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行い、積極的に後発医薬品を調剤するよう努めること。

(2) 調剤済み処方せんの取扱い（調剤済処方せんの記載事項の不備）

- ① 調剤済になった処方せんについて、次の事項を記載していない（又は記載が不適切な）例が認められたので改めること。
 - ・ 調剤済年月日
 - ・ 調剤した保険薬局の所在地
 - ・ 保険薬剤師の署名又は氏名の記載及び押印

3 処方せん、調剤録の保存

- (1) 処方せん・調剤録の整理について、処方せんが複数枚にまたがる場合は、すべての処方せんと調剤録を糊付け等で一体のものとして整理し、保管すること。

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

- (1) 調剤料の算定について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ① 外用薬につき、1調剤とすべきところ、2調剤として調剤料を算定している。

2 調剤料又は調剤技術料に係る加算

- (1) 嚥下困難者用製剤加算
- ① 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行っていない。
- (2) 自家製剤加算
- ① 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
 - ・ 自家製剤を行った場合、調剤録等に製剤工程を記載していない。

III 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

- (1) 薬剤服用歴の記録
- ① 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 最終の記入日から3年間保存していない。
 - ・ 必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理されていない。
 - ・ 併用薬等の情報を記載していない。
 - ② 次の事項を記載していない不適切な例が認められたので改めること。
 - ・ 服薬状況
 - ・ 飲食物（服用中の薬剤との相互作用が認められているものに限る。）の摂取状況
 - ・ 手帳による情報提供の状況
 - ③ 薬剤服用歴の記録に患者情報の残薬に関する記載が乏しいことから、基礎となる患者情報の収集をより充実し、患者指導に活用すること。
 - ④ 薬剤服用歴管理指導料の算定に当たっては、算定要件を認識し、処方せん受付の都度、患者の服薬状況・服薬期間中の体調の変化を確認し、重大な副作用を中

心にモニターを行う等、指導内容の充実を図るとともに、薬剤服用歴への指導内容の要点記載をさらに充実させること。

(特に充実することが必要な事項)

- 残薬
 - 重大な副作用
 - 重要な基本的注意
- ⑤ どのような副作用等に着眼して聴取を行ったかなど、薬学的な観点から聴取・確認した内容を記載し、患者への指導により活用できる記録となるよう努めること。
- ⑥ 副作用の眠気に対して運転等危険な作業に注意を促していない例が認められたので改めること。なお、車の運転の有無については、薬剤服用歴に明確に記載しておくこと。特に、「車の運転禁止」とある薬剤の服用に当たっては、運転に注意するようにではなく、禁止と伝えるとともに、その旨を薬剤服用歴に記載しておくこと。

(2) 薬剤服用歴の記録等の保存等（電磁的記録の場合）

- ① 電子媒体による保存において、次の不適切な事項が認められたので改めること。
- パスワードの更新期限が設定されていない。

(3) 特定薬剤管理指導加算

- ① 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- 特に安全管理が必要な医薬品について、必要な指導を行っていない。
 - 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品に対して算定している。
- ② 特定薬剤管理指導加算の対象医薬品が複数処方されている場合は、すべての医薬品について、必要な薬学的管理及び指導を行うよう努めること。
- ③ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、特に指導が必要な内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。
- ④ 特定薬剤管理指導加算の算定にあたって、指導内容が画一的な例が認められるので、患者に即した指導に努めること。

(4) 乳幼児服薬指導加算

- ① 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- ア 処方せんの受付の際に、次の事項を確認していない、又は確認が不十分である。
- 体重
- ② 患者の家族等に対して行った確認内容及び服薬指導の要点について、薬剤服用歴への記録及び手帳への記載がない、又は記載が不十分な例が認められたので改

めること。

- ③ 乳幼児服薬指導加算の算定に当たっては、患者の家族等に対して、適切な服薬方法、誤飲防止等の服薬指導の内容が画一的にならないよう、患者に即した指導に努めること。

IV 薬剤料等の請求

1 薬剤料

(1) 薬剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 同一有効成分であって同一剤形であるにもかかわらず1剤として算定していない。

V 事務的事項

1 届出事項

(1) 次の届出事項についての変更が生じた場合は、速やかに「届出事項変更（異動）届」により、四国厚生支局へ届け出ること。

- ① 保険薬剤師の異動
- ② 保険薬剤師の勤務区分の変更
- ③ 休業日の変更（年末年始、お盆）

VI その他

1 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1) 調剤報酬請求時には、保険薬剤師は必ず、処方せん、調剤録、薬剤服用歴の記録及び調剤報酬明細書を確認すること。

(2) 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、その理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載していない不適切な例が認められたので改めること。

2 個人情報の取扱い

(1) 被保険者証のコピーを取得し保存することは、個人情報保護の観点から好ましくないため改めること。